

先生各位

検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

このたび、平成25年6月28日付、「保医発0628第1号」厚生労働省保険局医療課長発通知にて、下記の項目につき、検体検査実施料が平成25年7月1日より新規適用されることになりましたのでご案内申し上げます。

謹白

記

●新たに保険収載された検査項目

項目名	保険点数	区分
リポ蛋白分画 (HPLC法)	130点	区分番号「D007」 血液化学検査(生化学的検査Ⅰ)

リポ蛋白分画(HPLC法)は、区分番号「D007」血液化学検査の「33」肺サーファクタント蛋白-A(SP-A)の所定点数に準じて算定する。

項目名	保険点数	区分
I型プロコラーゲン-N-プロペプチド (P I NP)	170点	区分番号「D008」 内分泌学的検査(生化学的検査Ⅱ)

「18」の骨型アルカリホスファターゼ(BAP)、インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(intact P I NP)、区分番号「D007」血液化学検査の「38」のALPアイソザイム(PAG電気泳動法)及びI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P I NP)のうち2項目以上を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

I型プロコラーゲン-N-プロペプチド(P I NP)は、区分番号「D008」内分泌学的検査の「18」インタクトI型プロコラーゲン-N-プロペプチド(intact P I NP)の所定点数に準じて算定する。

[注]下線部が追加変更されました。

【裏面に続きます】

項目名	保険点数	区分
肺炎球菌莢膜抗原定性 (髄液)	210点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査(免疫学的検査)

肺炎球菌莢膜抗原定性(髄液)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」肺炎球菌莢膜抗原定性(尿)の所定点数に準じて算定する。

項目名	保険点数	区分
単純ヘルペスウイルス抗原定性 (性器)	210点	区分番号「D012」 感染症免疫学的検査(免疫学的検査)

単純ヘルペスウイルス抗原定性(性器)は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「27」単純ヘルペスウイルス抗原定性(角膜)の所定点数に準じて算定する。

[注]下線部が追加変更されました。

●新たに検査方法が追加された検査項目

項目名	保険点数	区分
抗デスマグレイン1抗体	300点	区分番号「D014」 自己抗体検査(免疫学的検査)

ア 「21」の抗デスマグレイン1抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 落葉状天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「19」の抗デスマグレイン3抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

項目名	保険点数	区分
抗デスマグレイン3抗体	270点	区分番号「D014」 自己抗体検査(免疫学的検査)

ア 「19」の抗デスマグレイン3抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。なお、鑑別診断目的の対象患者は、厚生省特定疾患調査研究事業稀少難治性疾患に関する調査研究班による「天疱瘡診断基準」により、天疱瘡が強く疑われる患者とする。

イ 尋常性天疱瘡の患者に対し、経過観察中の治療効果判定の目的で、本検査と「21」の抗デスマグレイン1抗体を併せて測定した場合は、主たるもののみ算定する。

項目名	保険点数	区分
抗BP180-NC-16a抗体	270点	区分番号「D014」 自己抗体検査(免疫学的検査)

「19」の抗BP-180-NC-16a抗体は、ELISA法又はCLEIA法により、水疱性類天疱瘡の鑑別診断又は経過観察中の治療効果判定を目的として測定した場合に算定できる。

[注]下線部の検査方法が追加変更されました。